

速報

地方自治体の森林整備費における住民一人当たりの税負担額の概算 —長崎県を事例に—*1

太田貴大*2

太田貴大：地方自治体の森林整備費における住民一人当たりの税負担額の概算—長崎県を事例に— 九州森林研究 74：43－46，2021

私有林を含む森林の整備には公金が投入されている。しかし、特定の事業費における県民一人当たりの税負担額が明らかにされることはほとんどない。これは県財政の収入源が多様であることが原因と考えられるが、特に国からの補助金等の依存財源が一人当たりの税負担額への換算を煩雑にしているためと考えられる。そこで本研究では、長崎県の森林整備費を対象とし、県民一人当たりの税負担額を算出した。長崎県の令和2年度当初予算および令和元年度補正予算の中で森林整備費に該当したものは合計約20.1億円であった。このうち主要な歳入である国庫支出金、県税と地方交付税、そして森林環境税について、森林整備費における県民税納税義務者一人当たりの税負担額を算出した。その結果、国庫支出金分は87.6円、県税と地方交付税の一般財源分は83.7円、森林環境税分は285円で、合計で456.3円であった。

キーワード：林業財政、地方交付税、国庫支出金、森林環境税、財源

I. はじめに

私有林を含む森林の整備には、森林が有する公益的な機能を維持することを主目的として公金が投入されている。都道府県の林業費は、6500億円にのぼり、林業公社に対する貸付金を除くと、歳出の大半は普通建設事業費で、その多くが国庫補助事業である(石崎, 2012)。このように税金が使われる中、県民一人当たりの林業費といった数値は予算や決算額を納税者数等で除すことで容易に算出できるため、行政サービスの質を代替する有効な指標としてしばしば参照される(吉弘, 2019)。しかし、林業費支出に対して納税という形で各県民が平均的にどの程度貢献しているかという指標は、後述のように、収入源が多様なため算出しづらい。交通施設整備事業という異なる分野においては、税金だけでなく利用者負担も発生するため、国負担や地方負担といった財政学で一般的に行われる財源構成を見直し、実質的な負担者(例：国民、住民、利用者)の構成や金額を算出する研究が見られる(松中ほか, 1998)。しかし、同分野でも一人当たりの金額の推計は行われていない。

2000年代以降、地方分権が進む中で、都道府県の課税自主権が強化され、多くの県で森林環境税が導入された。ほとんどの森林環境税が県民税の超過課税により徴収されているため、本来は用途が特定されない。しかし、ほとんどの県で基金を設置し、超過課税相当額を基金に充当して、森林関連の支出のみに用途を限定しているため、目的税的な税となっている(高井, 2013)。このように、税負担額と用途が対応していれば、特定事業に対する県民一人当たりの税負担額を算出しやすい。

一方で、我が国の地方自治体の歳入全体を見ると、用途を限定されない一般財源のうち地方税および地方交付税は、それぞれ歳入全体の約40%と17%で、合計で60%近くを占める(平成29年度)(長谷川, 2020)。残りの40%の用途を特定されている歳

入のうち大きな割合を占めるのは、国庫支出金および地方債で、それぞれ歳入全体の約12%と11%である(平成29年度)(長谷川, 2020)。地方自治体の歳入の約30%を占める地方交付税と国庫支出金は、国税収入からの配分であるため、県民一人当たりの国税負担額と各事業の支出との対応を捉えることが難しい。このため、森林整備等の特定の事業に対する県民一人当たりの税負担による貢献度合いを算出する試みは見られない。

これまで林業財政に関する既存研究は、都道府県全体や特定の県を対象に行政側からみた林業財政支出の背景や事業との関係を明らかにするものや(石崎・古井戸, 2001; 野瀬, 2008)、造林費の変動に影響を与えた要因の分析を行うものがあるが(重松ほか, 2013)、特定の事業分野に対する県民一人当たりの税負担については注目されていない。この理由は、上記のように、地方自治体の歳入源が多様であり、国へ依存している財源における個人納税額分の換算が困難であるためと考えられる。しかし、森林整備費全体における県民一人当たりの税負担額が明らかになれば、県民の当該事業に対する関心も高まり、森林・林業に関する政策策定や改善にも積極的に関与する可能性が生まれると考えられる。

そこで本研究では、長崎県を事例として、県の一年度の森林整備費における県民一人当たりの税負担額を概算することを目的とする。本研究での森林整備の範囲は、森林施業部分のみを含み、林道等の整備は含まず、集約化支援等のソフト事業も含まない。また、県が関与する県内の森林を対象とし、国有林や市町村の単独事業で整備される森林は対象に含まない。

II. 対象地およびデータ

1. 長崎県の森林・林業や納税額の概要

長崎県は、人口約137万人、森林面積が24万ha(県土に占める割合59%)、人工林率43%である。平成29年度の素材生産量

*1 Ota, T.: Estimation of tax amount per capita for forest management in local government— A case of Nagasaki Prefecture.

*2 長崎大学環境科学部 Fac. Env. Sci., Nagasaki Univ., Nagasaki 852-8521, Japan

表-1. 令和2年度当初予算および令和元年度補正予算における長崎県の森林整備事業名, 予算額, および, 財源内訳 (千円)

県事業名	対応国事業名	予算額 (右4列の和)	国庫 支出金	県 環境税	一般 財源	県債
育成林整備造林事業	森林環境保全 直接支援事業	412,777	243,826		3,251	165,700
林業成長産業化 総合対策事業	林業成長産業化 総合対策事業	293,817	293,817			
合板・製材・集成材 生産性向上・品目転換 促進対策事業	合板・製材・集成材 生産性向上・品目転換 促進対策事業	466,018	466,018			
ながさき森林環境 保全事業	森林環境保全 直接支援事業	473,259	217,259	256,000		
環境林整備造林事業	特定森林再生事業	167,766	113,652		14	54,100
県営林事業	森林環境保全直接 支援事業・林業成長 産業化総合対策事業	146,894	41,620		97,174	8,100
花粉発生源対策 促進事業	農山漁村地域 整備交付金	42,559	31,741		10,818	
森林・山村多面的機能 発揮対策事業	森林・山村多面的機能 発揮対策交付金	7,481	184	7,297		
合計		2,010,571	1,408,117	263,297	111,257	227,900

出典：長崎県農林部林政課から得た情報を基に筆者作成

は約 124,000 m³ であり, 平成 30 年度の間伐面積は 2,136 ha である (長崎県農林部林政課森林整備室, 2020)。令和 2 年度の林務関連の一般会計当初予算は約 90 億円である (長崎県農林部林政課, 2020)。

平成 30 年度の県民一人当たりの租税負担額は 39 万円であり, うち国税が 18 万円, 県税が 9 万円, 市町村税が 12 万円である。これは全国平均の 45 % 程度であり沖縄県と並び最も低い金額である (長崎県総務部財政課, 2020; 総務省, 2020)。

2. 長崎県における森林整備費および財源

長崎県の森林整備費を把握するため, 県農林部林政課から, 令和 2 年度当初予算および令和元年度補正予算の中で前述の森林整備費に該当する予算額および財源の内訳 (国庫支出金・ながさき森林環境税・県の一般財源・県債) の情報を得た (表-1)。

3. 歳入の内訳

長崎県の令和 2 年度歳入の内訳のうち, 歳入全体に占める割合が 10 % を超える細目を対象とした。10 % 未満の細目は全体の金額に与える影響が小さく, 計算が煩雑になるため省略した。これらの細目の合計は歳入全体の 77.2 % を占める。これらの細目は, 県税 (1,227 億円・16.9 %), 地方交付税 (2,205 億円・30.4 %), 国庫支出金 (1,162 億円・16.0 %), 県債 (1,012 億円・13.9 %) である (括弧内の % は歳入全体に占める割合) (長崎県総務部財政課, 2020)。このうち県債については, 令和 2 年度現在の県民負担ではなく, 償還を通じて将来世代が担う負担であるため, 本研究では対象外とした。

Ⅲ. 財源別の計算過程

1. 国庫支出金における県民一人当たりの税負担額

長崎県の森林整備費の財源のうち国庫支出金の額は約 14 億円で, 県全体の国庫支出金からの収入 1,162 億円の約 1.2 % である。国庫支出金は国全体で 14.8 兆円程度ある (平成 30 年度)

(総務省, 2020)。一般歳入の 102.7 兆円のうち, 個人の税負担に関わる部分は, 所得税および消費税であり, それぞれ一般歳入全体の 19.0 % と 21.2 % 合わせて 40.2 % を占める (令和 2 年度当初予算) (財務省, 2020 a)。ここでは, 所得差, 消費の差, 企業と個人の別を考慮せず, 単純に所得税は均等に納付されかつ消費税全額を個人が支払っていると仮定する。この場合, 1,162 億円のうち 40.2 % つまり 467.1 億円が個人納税分に該当する。このうち, 1.2 % の 5.6 億円が森林整備費における個人納税分となる。これを平成 30 年度の所得税の申告納税者数 639 万人 (国税庁, 2020) で除すことで森林整備費のうち国庫支出金における県民一人当たりの負担額が 87.6 円と算出される。

2. 県税における県民一人当たりの税負担額

長崎県の森林整備の財源のうち一般財源 (県税と地方交付税) の額は約 1.1 億円で, 県全体の一般財源収入 3,433 億円の約 0.03 % である。以下, 県税の計算過程は本節で, 地方交付税の計算過程は次節で記述する。

県税では, 県税全体に占める割合が 10 % を超える細目を対象とした。10 % 未満の細目は全体の金額に与える影響が小さく, 計算が煩雑になるため省略した。これらは県民税 (34.8 %), 事業税 (19.9 %), 地方消費税 (25.2 %), 自動車税 (10.9 %) であり, これらの合計は県税全体のうち 90.8 % を占める。

県民税は県税全体の 34.8 % を占めており, 個人と法人の比率が 9:1 であるため, 県民税の個人納税分は, 県税全体の 31.3 % となる。事業税は, 個人と法人の比率が 1:20 のため個人事業主が少なく, かつ一般の給与所得者と異なるため, 本研究では考慮しないこととした。地方消費税は, 企業負担分を考慮せず全体を個人負担分と仮定した。自動車税は, 法人分も全て個人が所有していると仮定し, 県内の全世帯数で案分した。この際のコ額は 1 世帯当たり 23,750 円であり, 軽自動車 1 台分に相当し, 上記のような仮定をおいても, 現実的な範囲の計算結果であると考えられる。

以上より、個人県民税分31.3%、地方消費税分25.2%、自動車税分10.9%を加えた67.4%が、県税全体に占める個人負担分となる。県税収入1,226億円の67.4%である826.3億円を、平成30年度の長崎県納税義務者数675,838人（長崎県総務部税務課, 2019）で除すと、12.2万円となり、これが県税の個人負担分となる。

3. 地方交付税における県民一人当たりの税負担額

地方交付税に配分される財源は、所得税および法人税の33%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額と決められている。平成30年度の地方交付税の額は16.5兆円である（総務省, 2020）。

令和2年度当初予算における所得税と法人税は総額31.7兆円（財務省, 2020 a）であり、このうちの33%である約10兆円が地方交付税に配分される。これは地方交付税全体（16.5兆円）の約60.6%を占める。国の歳入に占める所得税と法人税の比率は19.6兆円：12.1兆円であるため、所得税分は61.8%となる。法人税は個人負担でないとし、さらに所得税のうち給与所得分の金額の割合を50%とした（国税庁, 2020）。以上より、地方交付税全体に占める所得税の個人負担分は60.6%に61.8%および50%を掛け合わせた率となり、18.7%となる。酒税の平成30年度の課税額は約1.27兆円である（財務省, 2020 b）。この半額で地方交付税全体（16.5兆円）の約3.8%を占める。ここでは酒税全体を個人負担分と仮定する。消費税は21.7兆円であり（財務省, 2020 a）このうち19.5%の4.23兆円が全て個人負担分と仮定する。これは交付税全体（16.5兆円）の約25.6%を占める。地方法人税は個人負担としない。

以上より、所得税分18.7%、酒税分3.8%、消費税分25.6%を加えた48.1%が、地方交付税に占める個人負担分となる。長崎県の地方交付税収入2207億円の48.1%である1061.6億円を長崎県の納税義務者数で除すと、15.7万円となり、これが地方交付税の個人負担分となる。

前節（2. 県税における県民一人当たりの税負担額）および本節（3. 地方交付税における県民一人当たりの税負担額）を踏まえると、県税（12.2万円）と地方交付税（15.7万円）の個人負担分27.9万円の0.03%が森林整備費となる。森林整備費のうち県税と地方交付税を合わせた一般財源における県民一人当たりの負担額が83.7円と算出される。

4. ながさき森林環境税における県民一人当たりの納税額

長崎県では、ながさき森林環境税として、個人県民税均等割に年500円、法人県民税均等割額の5%相当額を超過課税している（長崎県総務部税務課, 2018）。平成30年度の個人納税額は、全体から法人納税額の5839万円を除いた3億3,294万円である（長崎県農林部林政課森林整備室, 2019）。これは森林環境税の納税総額の85%を占める。長崎県の森林整備費の財源のうち、環境税の額は約2.6億円であり、法人納税分も含めた平成30年度の積立額の約67%である。このため、67%のうちの85%分となる約57%が個人負担分となる。基金取崩分が若干あるものの、概ね税収と支出は毎年1:1となっている。

以上より、年間500円の個人納税分の57%、285円分が環境税における県民一人当たりの負担額となる。

IV. 計算結果

長崎県の令和2年度の森林整備費総額は、約20.1億円であった。このうち、国庫支出金分が14億円、環境税分が2.6億円、一般財源分が1.1億円、県債分が2.3億円であった。

これらの財源内訳に占める県民税納税義務のある県民一人当たりの納税額は、国庫支出金分が87.6円、環境税分が285円、一般財源分が83.7円と算出され、合計で456.3円となった。ただし、算出の際に置いた仮定として、個人事業主でない給与所得者であり、酒税および自動車税の納税を行っていることに注意する必要がある。

V. 考察

本研究により、長崎県を事例として、1年間の森林整備費における県民一人当たりの税負担額が算出された。

この456.3円という数値は、森林整備費20.1億円を県民税納税義務者数で案分した数値2959.2円と比べると6分の1程度となっている。この差額分には、法人納税分および国税からの配分等が含まれている。これを踏まえると、県民個人のための税負担額では賄えない規模の森林整備が実施されていることが確認できる。

本研究の手法上の課題を挙げる。1点目は、所得水準や消費水準の差異を考慮していないことがある。今後、都道府県内で所得格差等が広がることを考えると、所得や消費の差異を考慮した精緻な推定値が必要であり、そのような値を基にして森林整備費負担の議論が深まると考えられる。2点目は、本研究では県債を将来世代の負担として計算に含めていない点である。県債は造林費においても起債可能であり、長期的なインフラへの投資であるため、利益を受ける将来世代が負担することを前提としている。このような将来の負担を現在価値に換算して現在税負担額に算入する方法が考えられる。3点目は、法人と個人の負担分を厳密に切り分けていないことがある。今後、法人部分の納税額に関する情報を収集し、精緻に計算する必要がある。

最後に、森林整備における県民一人当たりの税負担額を用いた今後の研究の方向性を挙げる。同様の手法を用いての他地域との比較による対象地域の特徴の解明、対象地域の継時的変化の分析や変化要因の分析等がある。さらに、この数値を用いて、県民の森林整備に対する意識を明らかにすることも可能になる。例えば、税負担額に見合った受益が得られているかを主観的に評価してもらい、負担に見合った受益が得られていない事業を改善していくといった方向性が考えられる。

VI. 謝辞

本研究では、長崎県林政課より森林整備の予算に関する情報をいただいた。ここに深謝の意を表す。本研究は、JSPS 科研費20K12284「森林生態系サービスへの支払（PES）政策の改善に資するニーズ調査手法の開発」の助成を受けたものである。

引用文献

- 長谷川淳二 (2020) 自治体の収入のあらまし (長谷川淳二著), 第一法規, 東京, 32-44
- 石崎涼子・古井戸宏通 (2001) 林経研 47 (3): 25-32
- 石崎涼子 (2012) 森林政策における政府間財政関係 (諸富徹・沼尾波子編), 日本経済評論社, 東京, 17-42
- 国税庁 (2020) 申告所得税標本調査—調査結果報告— (平成 30 年度分). URL: <https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2018/hyohon.htm> (2020 年 11 月 2 日利用)
- 松中亮治ほか (1998) 土木計画研論文集 15: 195-204
- 長崎県農林部林政課 (2020) 長崎県の林業 4 月号 (第 775 号). URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/05/1590107306.pdf> (2020 年 11 月 2 日利用)
- 長崎県農林部林政課森林整備室 (2020) 長崎県の森林・林業統計. URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/10/1604045735.pdf> (2020 年 11 月 2 日利用)
- 長崎県農林部林政課森林整備室 (2019) 平成 30 年度ながさき森林環境税取組の報告. URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/10/1571200347.pdf> (2020 年 11 月 2 日利用)
- 長崎県総務部税務課 (2019) 長崎県税務統計 (平成 30 年度 No. 67). URL: <http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/zeikin/zeimutoukeishiori/423718.html> (2020 年 11 月 2 日利用)
- 長崎県総務部税務課 (2018) ながさき森林環境税. URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/zeikin/kenzeisyurui/sinrinkannkyou/> (2020 年 11 月 2 日利用)
- 長崎県総務部財政課 (2020) 長崎県の財政—令和 2 年度—. URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/07/1593759246.pdf> (2020 年 11 月 2 日利用)
- 野瀬光弘 (2008) 森林応用研 17: 21-28
- 重松彰ほか (2013) 林経研 59 (1): 72-80
- 総務省 (2020) 地方財政白書令和 2 年版 (平成 30 年度決算). URL: https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyochihou/32data/index.html (2020 年 11 月 2 日利用)
- 高井正 (2013) 地方独自課税の理論と現実: 神奈川・水源環境税を事例に, 184 pp, 日本経済評論社, 東京
- 吉弘憲介 (2019) 自治総研 45 (2): 3-20
- 財務省 (2020 a) これからの日本のために財政を考える. URL: <https://www.mof.go.jp/zaisei/index.htm> (2020 年 11 月 2 日利用)
- 財務省 (2020 b) 酒税に関する資料. URL: https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d08.htm (2020 年 11 月 2 日利用)
- (2020 年 11 月 9 日受付; 2020 年 12 月 28 日受理)